消防法令の改正について

消防法令の改正に伴い、平成27年4月1日から高齢者福祉施設に関する用途の取扱いが変わり、スプリンクラー設備等の消防用設備等が必要となる場合がありますので、お知らせいたします。

1 次に該当する高齢者福祉施設には、2.(1)の消防用設備等が必要となります。

- (1) 軽費老人ホームのうち避難が困難な要介護者(要介護状態区分3以上の者をいう。以下同じ。) の割合が施設全体の定員の半数以上である場合
- (2) 小規模多機能型居宅介護施設,お泊りデイサービス,複合型サービス等
 - ① 次のすべてに該当する施設
 - ア 月に5日以上の宿泊サービスの提供を行うことがある。
 - イ 実態として、1泊あたり2名以上の要介護者(※)が宿泊することがある。
 - ウ 宿泊サービスを利用する「避難が困難な要介護者」の数が宿泊者数の半数以上となること がある。ただし、「避難が困難な要介護者」の宿泊利用が1名である場合は除く。
 - ※ 要介護者:要介護状態区分1以上の者
 - ② 前①に該当しない場合で、次のすべてに該当する施設 なお、過去1年間の宿泊実績のうち、最も宿泊人数の多かった連続3ヶ月間の宿泊実績を元 に判断します。
 - ア 当該3ヵ月間において、宿泊サービス利用者の延べ人数が当該3ヶ月間の日数以上である。 イ 当該3ヶ月間の宿泊サービス利用者の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数が半数以上である。

2 必要となる消防用設備等

- (1) 前1に該当した場合は、面積や収容人員にかかわらず、次の消防用設備等が必要となります。 面積及び収容人員等の各種条件によっては、他の消防用設備等が必要となる場合があります。
 - ① 消火器
 - ② スプリンクラー設備
 - ③ 自動火災報知設備
 - ④ 消防機関へ通報する火災報知設備(以下,「火災通報装置」という。)
 - ⑤ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動
- (2) 前1に該当しない場合でも、宿泊サービスを提供している老人福祉施設等には、面積にかかわらず自動火災報知設備が必要となります。

3 問い合わせ先

東消防署	TEL	092-683-0119	城南消防署	TEL	092-863-8119
博多消防署	ΤEL	092-475-0119	早良消防署	ΤEL	092-821-0245
中央消防署	TEL	092-524-1501	西消防署	ΤEL	092-806-0642
南消防署	TEL	092-541-0219			

小規模多機能型居宅介護施設、お泊りデイサービス、複合型サービス等の用途チェック表

- ※本紙において、施設の用途を仮判定していただけますが、本判定は消防局(各消防署)となりますので、 ご留意ください。
- 1 チェック1にすべて \bigcirc がつく場合は、本文2. (1)に示す消防用設備等が必要となります。一つでも \times となる事項がある場合は、チェック2について確認してください。

チェック1

		〇,×を記入
1	月に5日以上の宿泊サービスの提供を行うことがある。	
2	実態として、1泊あたり2名以上の要介護者(※)が宿泊することがある。 ※ 要介護者:要介護状態区分1以上の者	
3	宿泊サービスを利用する「避難が困難な要介護者」の数が宿泊者数の半数 以上となることがある。ただし、「避難が困難な要介護者」の宿泊利用が1 名である場合は除く。	

チェック1に一つでも \times があった場合は, チェック2へ

2 チェック 2 に全て \bigcirc がつく場合は、本文 2. (1)に示す消防用設備等が必要となります。 なお、チェック 2 を確認する際は、過去 1 年間の宿泊実績のうち、最も宿泊人数の多かった連続 3 ヶ月間の宿泊実績を元に判断してください。

チェック2

		〇,×を記入
1	当該3ヵ月間において、宿泊サービス利用者の延べ人数が当該3ヶ月間の日	
	数以上である。	
(a)	当該3ヶ月間の宿泊サービス利用者の延べ人数のうち避難が困難な要介護	
2	者の数が半数以上である。	

